

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年12月4日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所長 牛腸 宏

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名及び数量

H27 渡良瀬川河川事務所自動車（5人乗）1台交換購入

#### (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。

#### (3) 納入期限 契約締結の翌日から平成28年3月25日まで

#### (4) 納入場所 栃木県日光市足尾町向原5-17

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金（資金管理料金）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金（非課税分）の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金（資金管理料金）を加算した金額と当該金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金（非課税分）を加算した総価を入札書に記載すること。

引き渡す物品が既にリサイクル料金納付済みの場合、譲渡する日をもって、国は当該自動車の最終所有者ではなくなるため、預託済みのリサイクル料金等相当額を別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付すること。なお、納付する預託済みのリサイクル料金等相当額は入札書の総価に含まない。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

詳細は入札説明書による。

#### (6) 本調達は、納入しようとする自動車の「環境性能（燃費値）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。

### 2 競争参加資格

#### (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のC等級またはD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

#### (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

#### (4) 証明書等（技術審査資料、性能証明書）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 平成22年4月1日以降自動車の納入実績が1台以上あること。（公的機関、民間を問わない。）  
ここでいう自動車とは、道路運送車両法第1章第2条第2項で定義されている自動車を指す。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒326-0822  
栃木県足利市田中町661-3  
関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所  
経理課 契約係  
電話 0284-73-5552
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
  - ① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。
  - ② 希望者には郵送（着払）による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
- (3) 証明書等の提出期限  
平成27年12月21日 13時00分
- (4) 入札書の提出期限  
平成28年1月18日 16時00分
- (5) 開札の日時及び場所  
平成28年1月19日 11時00分  
栃木県足利市田中町661-3  
関東地方整備局  
渡良瀬川河川事務所 入札室

### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除。
- (3) 入札者に要求される事項  
この競争に参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3(3)の期限までに提出しなければならない。  
また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には説明しなければならない。
- (4) 落札対象  
製作仕様書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効  
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札並びに入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要。

(7) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「環境性能（燃費値）」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該当する者のうち、（8）総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- 2) 納入しようとする自動車仕様が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

(8) 総合評価の方法

1) 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

2) 1)の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には標準点（100点）を与え、さらに環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じた得点（加算点）を与える。

加算点は20.8点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車（ベース車両）の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 20.8 \text{ 点 (加算点の満点)} \times \left( \frac{\text{提案者の燃費値} - \text{燃費基準値 (14.4 km / l)}}{\text{燃費目標値 (20.4 km / l)} - \text{燃費基準値 (14.4 km / l)}} \right)$$

3) 1)の「入札価格に対する得点」は入札価格を100万円で除した数値とする。

4) 自動車の燃費値の算定方法はJC08モードによる燃費値を使用するものとする。JC08モードによる燃費値が公表されていない車種については10・15モードによる燃費値に0.9を乗じることでJC08モードの燃費値とみなすこととする。

(9) 手続きにおける交渉の有無  
無。

(10) 詳細は入札説明書による。